

貿易一般保険 (技術提供契約等)

- (1) 技術提供保険の概要
- (2) てん補範囲
- (3) 保険料
- (4) 保険申込の手続き
- (5) よくあるお問い合わせ

(1) 技術提供保険の概要

1. 技術提供保険の概要

貿易保険の種類

個別保険

- ・貿易一般保険(個別保険) / ・中小企業・農林水産業輸出代金保険
- ・輸出手形保険 / ・限度額設定型貿易保険
- ・貿易一般保険(技術提供契約等)
- ・貿易代金貸付保険
- ・海外投資保険
- ・海外事業資金貸付保険

包括保険

企業包括保険

- ・貿易一般保険包括(企業総合保険)
- ・貿易一般保険包括(技術提供契約等)
- ・簡易通知型包括保険
- ・輸出手形保険<銀行>
- ・貿易代金貸付保険包括保険

商品別組合別包括保険

- ・貿易一般保険包括(消費財包括保険)
- ・貿易一般保険包括(設備財包括保険)

- ・日本鉄鋼連盟
- ・線材製品協会
- ・特殊鋼倶楽部

- ・日本機械輸出組合
- ・日本鉄道システム輸出組合
- ・日本船舶輸出組合

1. 技術提供保険の概要

技術提供保険とは

◆技術提供保険の定義

「本邦法人又は本邦人が

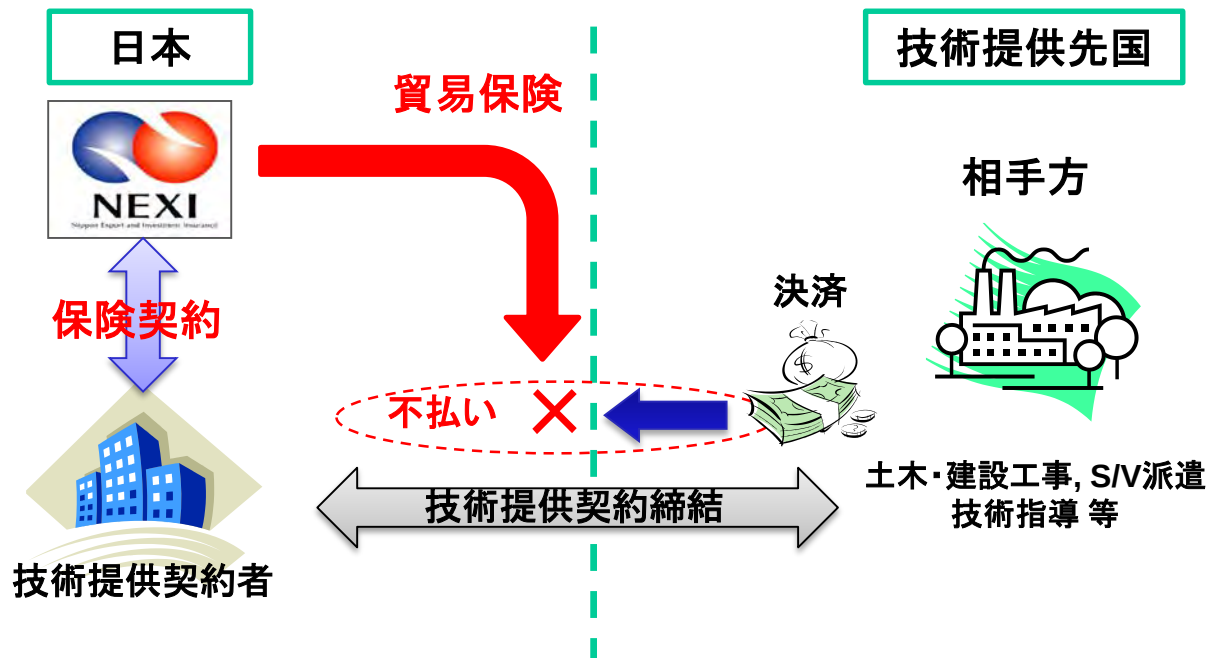
外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、外国法人又は外国人に対して

①技術や労務の提供を行う契約や②貨物の売買を含む技術提供契約に係る損失をてん補する保険」

◆どのような損失か？

①対価の回収不能リスクによる損失

②貨物の船積不能リスク、代金・対価の回収不能リスクによる損失（貨物を含む場合）



1. 技術提供保険の概要

技術提供契約書の要件(主要事項)

- 技術提供者の名称および住所
- 相手方及び支払人の名称
および住所
- 技術提供契約等締結日
- 提供先国
- 契約金額
- 技術提供の内容
- 技術提供時期
- 決済方法及び決済時期
- 両者サイン

技術や労務の例

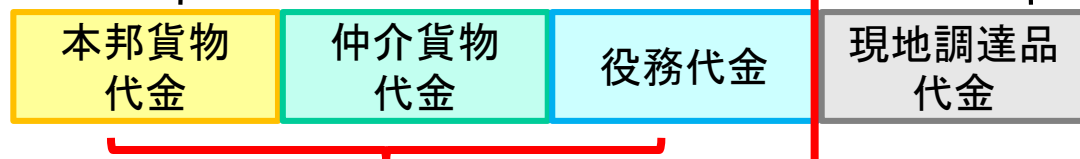
- 土木工事・建築工事
- プラント・設備の据付、運転指導、メンテナンス
- 製造技術・鉱業技術・漁労技術の提供
- 技術者の派遣およびトレーニング
- 設計図・仕様書等の作成、施行管理
- サーバー構築、ソフトウェア販売



1. 技術提供保険の概要

対象となる技術提供契約等

一契約



現地調達品を除いた各代金の内一番大きい代金によって技術提供保険の可否が決まります。

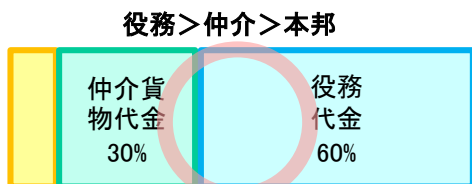
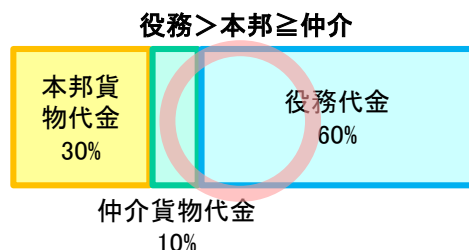
(注)

① 役務とは本邦役務、仲介役務および現地役務をいいます。

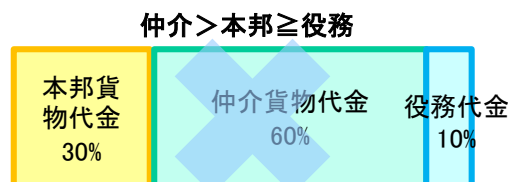
② 現地調達品代金が契約金額の50%を超える場合は、その現地調達品代金部分は、貿易一般保険の付保対象外です。

従って、**50%以下の場合はその現地調達品代金部分を含めて付保対象**となります。

技術提供保険の対象（個別・包括）



→ 個別保険、企総等の対象



→ 設備財包括等の対象



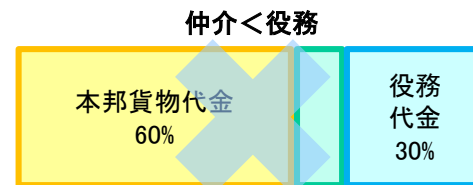
技術提供保険の対象（包括のみ）



→ 設備財包括等の対象



→ 設備財包括等の対象



→ 設備財包括等の対象

1. 技術提供保険の概要

個別保険と包括保険の違い

	メリット	デメリット
個別 お客様が任意に選択する技術提供契約等だけを申し込む方式	個別取引を取捨選択して付保が可能	保険料が割高 (包括の3～4倍)
包括 特約書に定める全ての技術提供契約等を申し込む方式	・保険料が割安 ・高格付バイヤーの与信枠が大きい (バイヤーがEA/EE格であり、契約金額が500億円以下であれば原則引受)	特約で該当する全取引に付保義務あり

※包括保険では、お客様に、特約書等で約定した対象契約は全て付保するという義務が発生します。付保漏れが発生しないよう十分ご注意ください。

1. 技術提供保険の概要

包括保険特約書－オプション設定

	オプション名	オプション内容
1	裾切金額	対象とする技術提供契約等の最低金額を自由に設定 (例: 裾切金額を1億円と設定⇒1億円以上の契約は付保対象、1億円未満は対象外。)
2	関連会社向け除外	子会社等 ¹ 向け契約にかかる非常危険 ² の付保除外 (¹ 本支店、資本・人的関係のある企業、 ² 信用危険による損失は全保険種において免責) ⇒国のリスクカテゴリ※ごとに除外可能(※A～Hカテゴリの8段階) (例: Cカテゴリまでの国にある子会社向け契約を除外 ⇒A～Cの非常危険は付保除外、D～Hの非常危険を付保対象とする。)
3	国内役務除外	国内で完結する技術提供契約の付保除外 (例: 日本での機器の持ち帰り補修業務、日本でのSVトレーニング等)
4	追加特約書	貨物代金の船積後リスクについて、船積日ではなく、対価の確認日(CertificateやI/V提出日等)を保険責任開始日として保険設計するもの ⇒EPC契約など実際の決済条件に合った保険設計が可能

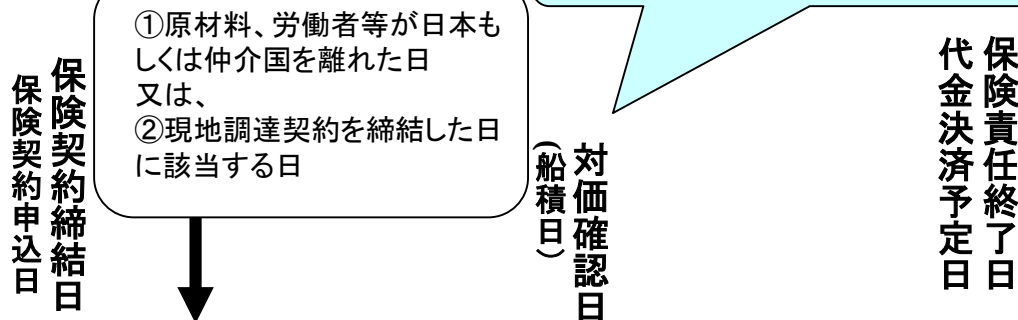
包括保険特約書－申込手続き

- 締結時: 特約書締結申込書
➢ 締結後は毎年4月に自動更新
- 変更時: 特約書変更申込書
➢ 特約期間満了日(年度末)の1月前までに変更申込書を提出

1. 技術提供保険の概要

保険責任期間

対価確認とは、技術等の提供の出来高を契約相手方と確認すること



< 申込期限 >

> 包括保険:

契約締結日が属する月の翌月の末日まで

> 個別保険:

契約締結日以降、技術提供開始日含め5営業日まで

支出費用に係る危険(オプション)

対価の回収不能に係る危険

保 険 期 間

保 険 期 間

役務のみの契約でオプション利用無しの場合は対価確認後リスクをカバー

船積不能に係る危険(貨物を含む場合)

対価の回収不能に係る危険

貨物を含む契約は船積前リスクもカバー

保 険 期 間

< 保険期間開始日 >

個別保険: 保険契約締結日から5日を経過した日
(但し、技術提供開始日以降の保険申込みの場合、保険申込日)

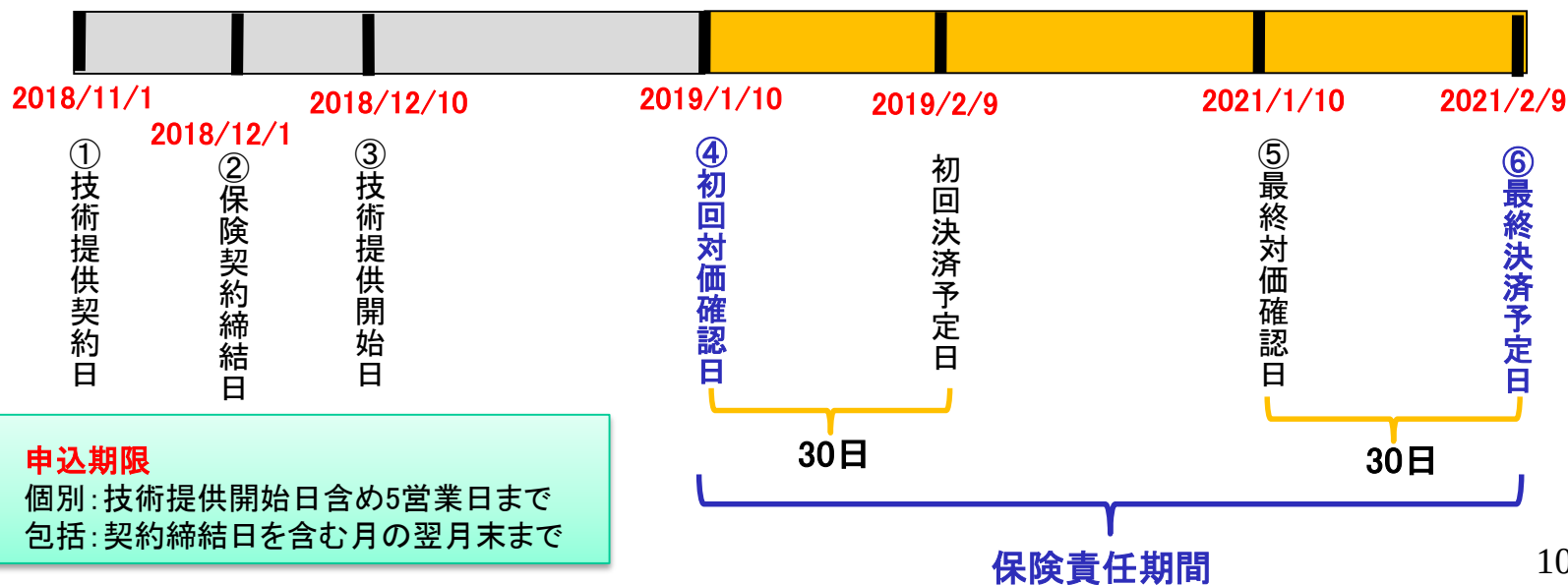
包括保険: 保険契約締結日

1. 技術提供保険の概要

<参考例> 保険責任期間

提供内容:	技術者派遣契約
提供期間:	2年間
決済条件:	毎月出来高払い 月末締め、 翌月10日請求書発行
入金時期:	請求書発行から30日以内 100%TTR

日付	イベント	保険設計
2018/11/1	技術提供契約締結	①技術提供契約締結日
2018/12/1	保険申込	②保険契約締結日
2018/12/10	日本から技術者出発	③技術提供開始日
2019/1/10	月末締め、翌月10日請求書発行	④初回対価確認日
2021/1/10	同上（2年後の最終請求書発行日）	⑤最終対価確認日 (Last Shipment: L/S)
2021/2/9	最終対価確認日からユーザンス30日後	⑥最終決済予定日

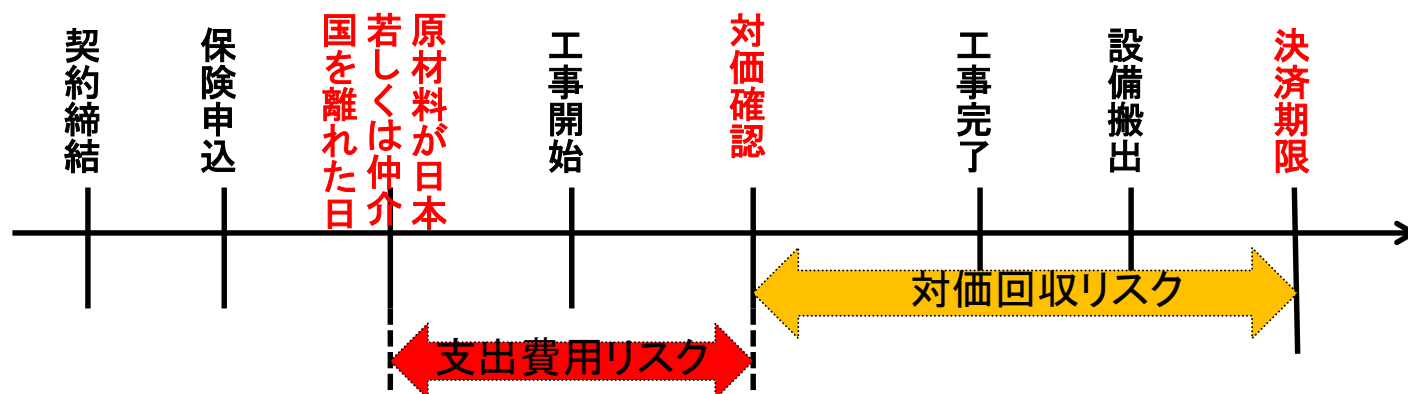


1. 技術提供保険の概要

支出費用特約(オプション)とは？

⇒ 工事実施中の「未確認対価」をカバー

「支出費用」の定義	契約上、 対価が確認されていない費用 や受注者が 先行的に調達した原材料等の費用
特約付帯条件	契約に関連して発生する問題又は契約等の解釈等について紛争が生じた場合に、 第三者の仲裁裁定により最終的に解決を図ることを約定した条項 が当該契約に規定されていること
お支払いの上限	受注者が対価が確認されるまでの間の 支出額を試算し、申請した任意の金額に付保率を乗じた額
保険期間開始日	本邦を原材料、労働者等が離れた日 (国内役務には適用されません)



1. 技術提供保険の概要

＜参考＞プラント等増加費用特約（技術提供包括で利用可能、技術提供個別では利用不可）

⇒ プラント建設工事等を行う場合に戦争等により工事が中断した結果、発生した損失をカバーする特約

てん補対象費用

①中断に伴う費用

- ・ プラント建設サイトからの避難費用
（※日本に帰国する途上で第三国に滞在する場合の滞在費や本社との通信費については、退避のための移動に必要不可欠と認められる範囲内でてん補対象。）
- ・ 輸出貨物又は仲介貿易貨物を積載している船舶の停泊料
- ・ 輸出貨物又は仲介貿易貨物の輸送契約（海上輸送契約等）のキャンセル費用
- ・ 輸出貨物又は仲介貿易貨物の保管料、メンテナンス費用
- ・ 建設機械の賃借料
- ・ 従業員施設の賃借料
- ・ サブコントラクター等において発生する人件費

②再開に伴う費用

- ・ 安全確保のための設備等を設置する費用
- ・ プラント建設工事再開に係る再動員費用

- ＜参考＞
- 保険価額： 契約金額
 - 保険金額： 保険価額 × 付保率（10%までの範囲内で任意設定）
 - てん補率： 97.5%（実損てん補制）

(2) てん補範囲

2. てん補範囲

個別保険 <技術のお申込メニュー>

基本セット

	対価確認前	対価確認後
非常	A	B
信用	C	D

信用セット

	対価確認前	対価確認後
非常	A	B
信用	C	D

包括保険 <技術のお申込メニュー>

信用セット

	対価確認前	対価確認後
非常	A	B
信用	C	D

■ 保険金額(保険事故時にお支払する保険金の上限額)の計算方法

リスク			(保険価額)	(付保率)	(保険金額)
B	対価確認後	非常	契約上の代金額※1	× 97.5%	= リスクBの保険金額
D		信用	契約上の代金額※1	× 90%	= リスクDの保険金額

※1 前受金を除きます。 14

2. てん補範囲

<貨物のお申込メニュー>

基本セット

	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

信用セットI

	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

信用セットII

	船積前	船積後
非常	A	B
信用	C	D

■保険金額(保険事故時にお支払する保険金の上限額)の計算方法

リスク			(保険価額)	(付保率)	(保険金額)
A	船積前	非常	貨物のFOB価額	× 80%※1	= リスクAの保険金額
C		信用	貨物のFOB価額	× 80%※2	= リスクCの保険金額
B	船積後	非常	契約上の代金額※3	× 97.5%※4	= リスクBの保険金額
D		信用	契約上の代金額※3	× 90%	= リスクDの保険金額

※1 個別保険では60～95%(任意)

※3 前受金を除きます。

※4 ご希望により100%選択が可能です

※2 個別保険では60～80%(任意)
ただし、Aを上回らないこと。

<組み合わせメニュー>

技術提供契約に貨物の売買が含まれる場合は技術のメニューと貨物のメニューの組み合わせになります。



	技術のメニュー	貨物のメニュー
個別保険	基本セット	基本セット
	信用セット	信用セットI
	信用セット	信用セットII
包括保険	基本セット	信用セットII

2. てん補範囲

区分 バイヤー格付			非常危険		信用危険			
			A	B	C		D	
			船積前	対価 確認後	船積前		対価確認後	
					破産手続 開始の決定	契約 キャンセル	破産手続 開始の決定	債務不履行
名簿 区分	G (政府系)	GS	○	○		○		
		GA	○	○		○		
		GE	○	○		○		
	E (民間)	EE	○	○	×	包括:○ 個別:△※1		
		EA	○	○	×	包括:○ 個別:△※1		
		EM	○	○	×	包括:△※2 個別:△※3		
		EF	○	○	×	包括:△※2 個別:△※3		
		EC	○	○	×	×※4		
	P(信用状態不明)		○	×※4	×	×※4		
事故 管理 区分	R (債務不履行)		○	×※4	×	×※4		
	B (破産)		保険契約を締結しません					
未登録			登録後にお申し込みください					

○ △ ×
てん補します
てん補しません
個別保証枠残高が契約金額以上ある場合にお引受け可能

- ※1 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。
 ※2 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。但し、ユーザンスが1年以内のものに限る。
 ※3 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。但し、ユーザンスが180日以内のものに限る。
 ※4 ILCにより決済される場合はてん補(ただしILC取得後に限る)。

「個別保証枠」: バイヤー格付毎の「信用危険」に係わるてん補責任の上限額

(3) 保険料

3. 保険料

保険料は、対価確認前／対価確認後の各保険価額に、保険料率(①国カテゴリー、②バイヤーの格付、③保険責任期間が主な算出因子)を乗じて算出します。

てん補危険			(保険価額)	(保険料率)	(保険料)
A	対価確認前	非常危険	支出費用の額	× 支出費用 非常危険料率	= 支出費用 非常保険料
C		信用危険	支出費用の額	× 支出費用 信用危険料率	= 支出費用 信用保険料
B	対価確認後	非常危険	契約上の 代金額(※1)	× 対価確認後 非常危険料率	= 対価確認後 非常保険料
D		信用危険	契約上の 代金額(※1)	× 対価確認後 信用危険料率	= 対価確認後 信用保険料
保険料合計			(A + C +) B + D = 技術提供契約等 毎の保険料		

※1 前受金を除きます。

3. 保険料

例1: 個別保険(基本セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリ)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EF格 (個別保証枠内)
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

てん補危険		(保険価額)	(保険料率)	(保険料)
A	対価確認前	—	×	— 円
	非常危険	—	×	— 円
C	対価確認前	—	×	— 円
	信用危険	—	×	— 円
B	対価確認後	1億円	×	168,000円
	非常危険	1億円	×	168,000円
D	対価確認後	—	×	— 円
	信用危険	—	×	— 円
合計		1億円	×	168,000円

例2: 個別保険(信用セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリ)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EF格 (個別保証枠内)
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

てん補危険		(保険価額)	(保険料率)	(保険料)
A	対価確認前	—	×	— 円
	非常危険	—	×	— 円
C	対価確認前	—	×	— 円
	信用危険	—	×	— 円
B	対価確認後	1億円	×	168,000円
	非常危険	1億円	×	168,000円
D	対価確認後	1億円	×	581,000円
	信用危険	1億円	×	581,000円
合計		1億円	×	749,000円

3. 保険料

例3: 包括保険(信用セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリー)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EA格
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

てん補危険		(保険価額)	(保険料率)	(保険料)		
A	対価確認前 非常危険	—	×	—	=	— 円
C	信用危険	—	×	—	=	— 円
B	対価確認前 非常危険	1億円	×	0.043%	=	43,000円
D	信用危険	1億円	×	0.050%	=	50,000円
合計		1億円	×	0.093%	=	93,000円

例4: 包括保険(信用セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリー)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EF格 (個別保証枠内)
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

てん補危険		(保険価額)	(保険料率)	(保険料)		
A	対価確認前 非常危険	—	×	—	=	— 円
C	信用危険	—	×	—	=	— 円
B	対価確認前 非常危険	1億円	×	0.043%	=	43,000円
D	信用危険	1億円	×	0.150%	=	150,000円
合計		1億円	×	0.193%	=	193,000円

3. 保険料

<参考> 保険料比較

【保険料計算の一例】

契約金額: **1億円** (前受金なし)

決済条件: **対価確認後 30日後払い**

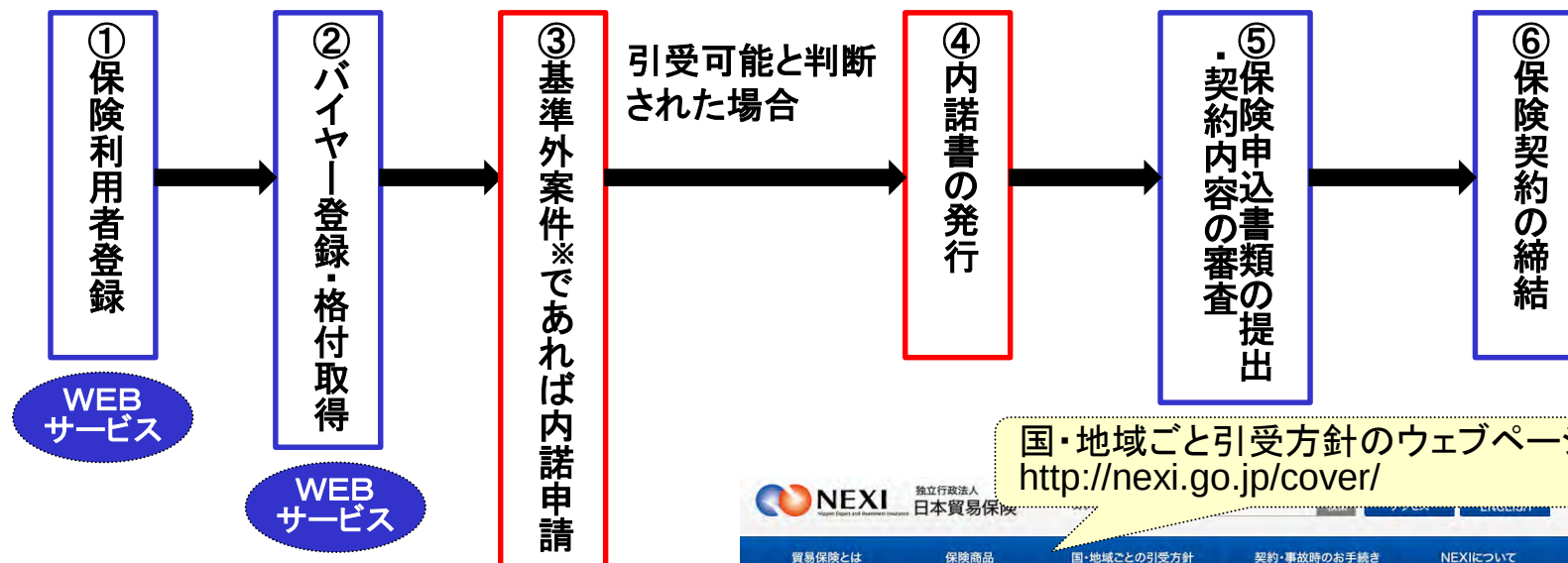
国カテゴリー	バイヤー格付	個別保険料(円)	料率	包括保険料(円)	料率
Aカテゴリー アメリカ、シンガポール等	G格/S格	94,000	0.094%	23,000	0.023%
	EA格	223,000	0.223%	55,000	0.055%
	EF格	623,000	0.623%	155,000	0.155%
Dカテゴリー タイ、インドネシア等	G格/S格	306,000	0.306%	79,000	0.079%
	EA格	430,000	0.430%	111,000	0.111%
	EF格	818,000	0.818%	211,000	0.211%
Gカテゴリー モンゴル、スリランカ等	G格/S格	637,000	0.637%	197,000	0.197%
	EA格	741,000	0.741%	229,000	0.229%
	EF格	1,067,000	1.067%	329,000	0.329%

- 包括保険料は同条件の個別保険料と比較して、**約1/3～約1/4 の保険料**
- 国カテゴリーおよびバイヤー格付が良い格付ほど保険料が割安
⇒ 国カテゴリーの一覧表はNEXIウェブサイトにてご確認ください。
<http://nexi.go.jp/cover/categorytable>

(4) 保険申込の手続き

4. 保険申込の手続き

技術提供保険申込 一事前手続き



国・地域ごと引受方針のウェブページ
<http://nexi.go.jp/cover/>



※基準外案件とは

NEXIの定める国別の「引受方針」や「引受基準」などを一つでも満たさないものを「基準外案件」、それ以外を「基準内案件」と呼びます。
 右記のウェブページにて引受方針を確認できます。



国別引受方針

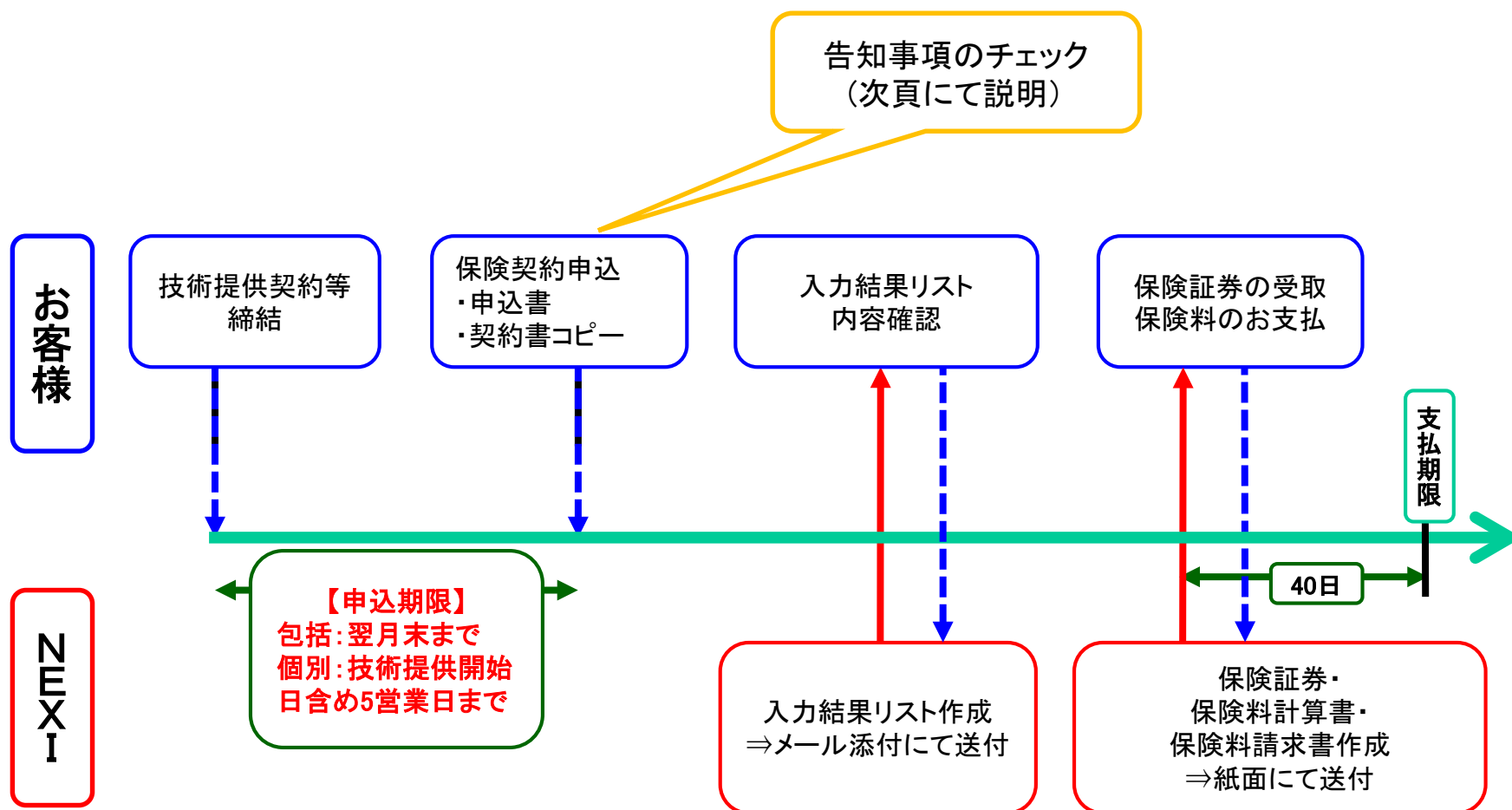
中華人民共和国 105 C

保険種	基準適用日	引受方針	案件特 (億円)	ユーザンス 制限	L/C 条件	その他条件
貿易一般保険	個別保険	2006/09/11	○			
	包括保険	2010/10/01	○			
2年未満	限度額設定型保険	2010/10/01	○			
	船隻通知型包括保険	2010/10/01	○			
	中小企業輸出代金保険	2006/09/11	○			
	輸出手形保険	2002/04/01	○			
	前払輸入保険	2010/10/01	○			

4. 保険申込の手続き

技術提供保険申込 — 保険申込手続き

※基準外案件については申込の前に内諾取得が必要です



4. 保険申込の手続き

申込み時の留意点： ①告知義務

告知方法

➡ 保険契約申込時において、重要事項説明書の告知事項を確認してください

個別保険： 告示事項に該当する場合は、保険申込書の告知事項欄にチェックを入れて報告

包括保険： 告知事項に該当する場合は、該当する場合のみ、別途告知書を記入の上提出

告知事項

- ① 技術提供契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、
決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生し、現時点において
解消されていないこと
- ② 技術提供契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は
破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除する場合があります

4. 保険申込の手続き

申込み時の留意点：②安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないようにするための、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制(キャッチオール規制)

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

対象貨物等がキャッチオール規制によるインフォーム要件/客観要件に該当した場合

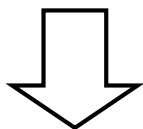
- 保険申込前までに該当した場合
 - ⇒ 保険申込みに際し、別紙様式※により通知
 - ⇒ 輸出許可が取得できてから保険申込
- 保険契約締結以降に新たに許可申請の対象に該当した場合
 - ⇒ 該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式※により通知
 - ⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、
輸出等が出来なくなった場合は、輸出不能事故の対象となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

4. 保険申込の手続き

技術提供契約等の重大な内容変更

技術提供契約等の契約内容に変更が生じ、
NEXIが規定する**重大な内容変更等**に該当する場合



内容変更通知

- ・2014年10月1日より前に保険契約を締結した案件は従来の変更承認申請です。
- ・**包括保険は義務、個別保険は任意通知です。**

変更の生じた日から1ヶ月以内かつ、
内容変更等通知期限までに通知してください。

(包括保険の場合)

重大な内容変更等とは

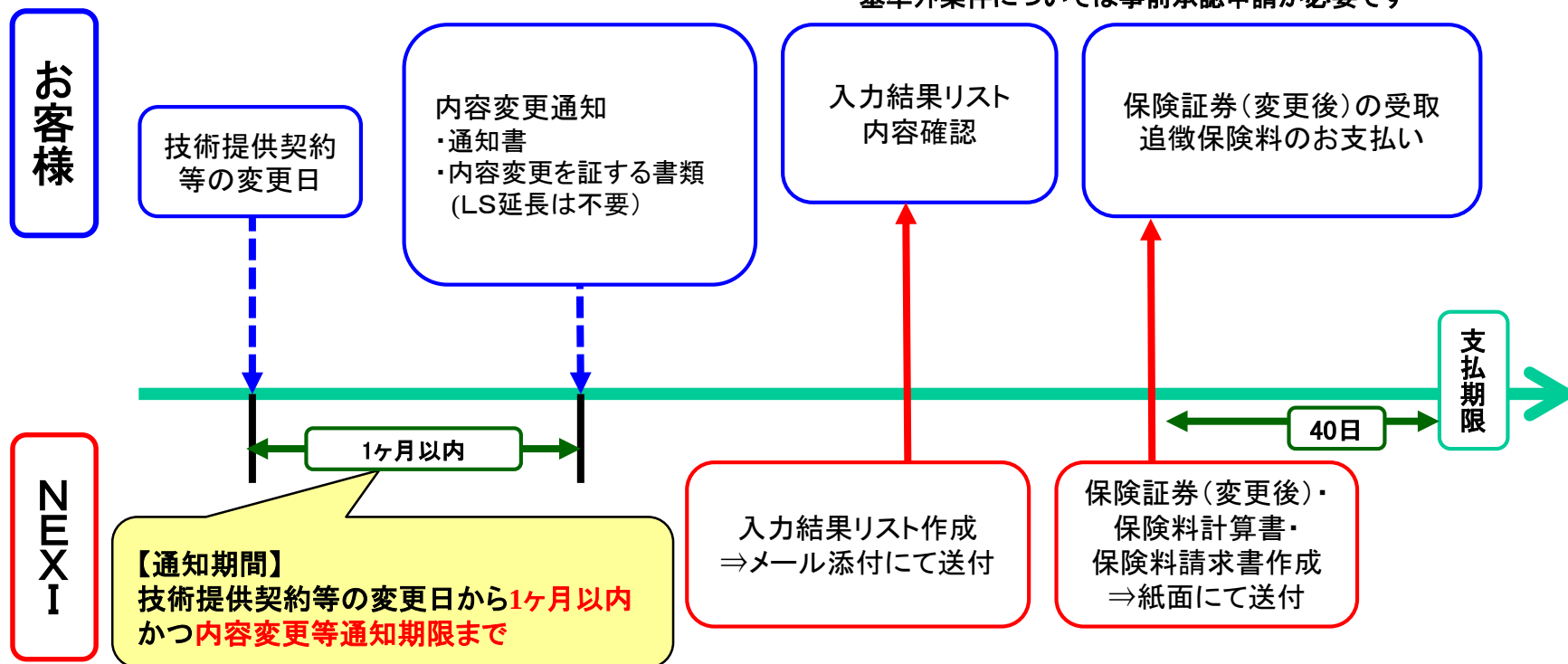
- ・対価確認日の延期(証券記載の期日から6ヶ月を超えるもの)
 - ・決済方法・条件の変更
 - ・代金等(元本に限る)の額の増加(10%以上且つ裾切金額以上のもの)
 - ・契約相手方、支払人、保証人の変更
 - ・仕向国、支払国、保証国の変更
- 等 (詳しくは手続細則参照)

内容変更時にエビデンスの提出が不要な場合についても
事故後の保険金請求時に提出が求められますので債権管理は十分に行ってください

4. 保険申込の手続き

<参考>内容変更通知（期間延長の場合）－ 手続フロー（基準内案件）

※基準外案件については事前承認申請が必要です



- ◆ 通知期限を過ぎてしまった内容変更通知については、原則受理致しません。
- ◆ ただし、理由書を付して事前承認申請書をご提出いただければ、個別に判断して通知を認める場合もございます。
- ◆ 審査の結果、承諾された場合には、延長分の保険料は追徴いたしますが内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの期間は不てん補となりますのでご了承ください。

(5) よくあるお問い合わせ

よくある問い合わせ①

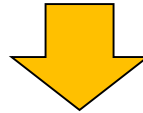
- 契約は締結済みですが、契約金額は建設工事の出来高で決まります。保険をかけることはできますか。



- 契約金額の概算でお申込をすることができます。
契約金額が最終決定された時点で内容変更通知をしていただき、再度保険料の計算後、その差額を追徴または返還いたします。

よくある問い合わせ②

- EPC契約締結前にNTP(Notice to Proceed)が発行され、工事が既に開始されている場合、EPC契約締結前に決済された代金は保険対象から除外できますか。



- 包括保険では対象契約(EPC契約)の締結日以前に決済期日が到来している代金については保険対象から除外することとしています。
(参照規程: 貿易一般保険運用規程第20条)